

提出年月日 5. 6. 7
受理年月日 5. 6. 7
請 願 第 3
紹 介 議 員 小 松 豊 正

介護保険制度の改善を求める請願

日頃より市民のいのちと健康をまもるために日夜を問わずご奮闘いただいていることに敬意を表します。

介護保険は施行22年を経過しました。しかし必要なサービスを利用できない実態が広がっており、家族介護を理由とした介護離職も高止まりです。介護事業所では、深刻な人手不足と、低い介護報酬のもとでの経営難が続いており、コロナ禍はこうした事態をいっそう加速させています。

政府は、介護保険見直しの検討を進めています。利用料2割・3割負担の対象者拡大、要介護1、2のサービス削減など、負担増と給付削減の提案が目白押しです。利用者と事業者双方にさらなる矛盾、困難を押しつけるものであり、認めることはできません。

2022年2月から新たな介護従事者の処遇改善が開始されています。しかし全産業平均給与との差を埋めるには程遠い水準であり、ケアマネ、訪問看護師、福祉用具相談員などが対象から外されているなど職場に混乱と分断をもちこむ内容です。10月からは介護報酬に組み込むとされており、新たな利用料負担が発生します。また、政府はテクノロジー機器の導入と引き替えに、職員の配置基準を大幅に引き下げようとしています。人手不足を解消し、行き届いた介護を実現するためには、介護報酬を引き上げ、処遇を改善し、介護従事者を大幅に増やして、一人夜勤をなくし複数にすること、人員配置基準の引き上げこそ必要です。

コロナ感染対策強化として、検査・ワクチン体制の整備、住宅・施設での陽性者・クラスター対応への支援、事業所に対する公費による減収補填などが求められます。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう請願いたします。

【請願項目】

1. 介護保険の利用に新たな困難をもたらす利用料の引き上げ、要介護1、2の生活援助などの保険はずしなどの見直しを行わないこと。
2. 全額公費により、すべての介護従事者の給与を全産業平均水準まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと。
3. 利用者が安心して介護を受けることができ、介護事業所・従事者が不安なく介護を提供できるよう、新型コロナウイルス感染症対策を強化すること。
4. 介護保険料、利用料、食費・居住費などの負担軽減、介護報酬の改善など、

介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険財政における国庫負担の割合を大幅に引き上げること。

以上

【委員長報告要旨】

委員からは「介護保険に世話になってる方からいろいろ聞くときがあるが、介護が行き届いてないということなどを聞いて、何とか改善してくれといった声を聞くときがある。2024年度の法改正の前年度の今の時期に出される請願なので、非常に大きな意味があると思う」との意見や、「介護従事者の処遇改善をしてほしいという部分にはもちろん賛同するが、全体制度として、『人員配置を増やせ』、『一人夜勤の解消をしろ』、『配置基準を見直せ』と、『利用料を上げるな』というのは矛盾しているので、この請願について賛同はできない」といった意見が出されました。

【結果】

不採択